

二級河川大津川水系槇尾川改修工事の事業認定に係る
社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

会議及び議事録については、社会資本整備審議会運営規則（以下「規則」という。）第7条第1項ただし書の規定に基づき、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、非公開とした。このため、同条第2項に基づき、下記のとおり議事要旨を公開する。

記

1. 開催日 令和2年12月2日（水）
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 議題 二級河川大津川水系槇尾川改修工事の事業認定関係

4. 議事要旨

土地収用法第25条の2第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局長から社会資本整備審議会に意見聴取の申出があり、規則第8条第1項の規定に基づき公共用地分科会に付託された二級河川大津川水系槇尾川改修工事（左岸：大阪府和泉市坪井町地内から同市坪井町地内まで、右岸：大阪府和泉市坪井町地内から同市仏並町地内まで）並びにこれに伴う一般国道170号千歳橋架替工事及びこれに伴う附帯工事について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定に基づき事業の認定をすべきであるとした国土交通省近畿地方整備局長の判断は、相当なものであると認める。」との意見が議決された。

公共用地分科会における各委員の主な意見は次のとおりであった。

- ・意見書の要旨の「特に千歳橋架替工事に伴う迂回路については、昨秋の事業説明会で初めて計画を聞いた。」に対する起業者の対応状況について、誤解がないよう明示しておくべきではないか。